

# 公立大学法人沖縄県立看護大学定款

## 目次

第1章 総則（第1条—第7条）

第2章 役員及び職員（第8条—第14条）

第3章 理事会（第15条—第18条）

第4章 審議機関

　第1節 経営審議会（第19条—第22条）

　第2節 教育研究審議会（第23条—第26条）

第5章 業務の範囲及びその執行（第27条・第28条）

第6章 資本金等（第29条・第30条）

第7章 規程への委任（第31条）

附則

## 第1章 総則

（目的）

**第1条** この公立大学法人は、生命の尊厳を重んずる豊かな人間性を育成し、及び看護に関する高度な専門的知識や技術を修得させることにより、保健医療福祉の分野において看護を科学的に実践することができる人材の育成を図るとともに、看護の教育、研究及び実践の中核機関として看護実践及び学術的発展に寄与し、人々の健康と福祉の向上に貢献することを目的とする。

（名称）

**第2条** この公立大学法人の名称は、公立大学法人沖縄県立看護大学（以下「法人」という。）とする。

（大学の名称及び所在地）

**第3条** 法人が設置及び管理を行う大学の名称は、沖縄県立看護大学（第19条第2項第3号、第23条第3項及び附則第2項を除き、以下「大学」という。）とする。

2 大学の所在地は、那覇市与儀1丁目24番1号とする。

（設立団体）

**第4条** 法人の設立団体は、沖縄県とする。

(事務所の所在地)

**第5条** 法人の事務所の所在地は、那覇市とする。

(法人の種別)

**第6条** 法人は、特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人とする。

(公告の方法)

**第7条** 法人の公告は、沖縄県公報に登載する方法又はインターネットを利用する方法により行う。ただし、天災その他やむを得ない事情により、沖縄県公報に登載し、又はインターネットを利用することができないときは、法人の事務所の掲示場に掲示してこれに代えることができる。

## 第2章 役員及び職員

(役員)

**第8条** 法人に、役員として理事長1人、理事6人以内及び監事2人以内を置く。

2 法人には、副理事長を置かないものとする。

(役員の職務及び権限)

**第9条** 理事長は、法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して法人の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

3 監事は、法人の業務を監査する。この場合において、監事は、沖縄県の規則で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。

4 監事は、いつでも、役員（監事を除く。）及び職員に対して事務及び事業の報告を求め、又は法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

5 監事は、法人が次に掲げる書類を沖縄県知事（以下「知事」という。）に提出しようとするときは、当該書類を調査しなければならない。

(1) 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）の規定による認可、承認及び届出に係る書類並びに報告書その他の総務省令で定める書類

(2) その他沖縄県の規則で定める書類

6 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は知事に意見を提出することができる。

(理事長の任命等)

**第10条** 理事長は、大学の学長（以下「学長」という。）となる。

- 2 理事長の任命は、法人の申出に基づいて、知事が行う。
- 3 前項の申出は、第1号に掲げる委員及び第2号に掲げる委員各3人をもって構成する会議（以下「理事長選考会議」という。）の選考に基づき行うものとする。
  - (1) 第19条第1項に規定する経営審議会の委員（理事長を除く。）の中から当該経営審議会において選出された者
  - (2) 第23条第1項に規定する教育研究審議会の委員（学長を除く。）の中から当該教育研究審議会において選出された者
- 4 理事長選考会議の委員には、法人の役員（その最初の任命の際現に法人の役員又は職員でなかった理事を除く。）又は職員でない者が含まれるようにならなければならない。
- 5 理事長選考会議に議長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 6 議長は、理事長選考会議を主宰する。
- 7 第3項から前項までに定めるもののほか、理事長選考会議の議事の手続その他理事長選考会議に関し必要な事項は、議長が理事長選考会議に諮って定める。  
(理事の任命)

**第11条** 理事は、理事長が任命する。

- 2 理事長は、理事を任命するに当たっては、その任命の際現に法人の役員又は職員でない者が含まれるようにならなければならない。  
(監事の任命)

**第12条** 監事は、知事が任命する。

(役員の任期)

**第13条** 学長となる理事長の任期は、2年以上6年を超えない範囲内において、理事長選考会議の議を経て、法人の規程で定める。

- 2 理事の任期は、6年を超えない範囲内において理事長が定める。ただし、理事の任期の末日は、当該理事を任命する理事長の任期の末日以前でなければならない。
- 3 監事の任期は、その任命後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものについての財務諸表承認日（法第34条第1項の規定による同項に規定する財務諸表の承認日をいう。）までとする。
- 4 役員が欠けた場合における補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 役員は、再任されることがある。この場合において、理事がその最初の任命の際現

に法人の役員又は職員でなかったときは、当該理事は、その再任の際現に法人の役員又は職員でない者とみなして、第11条第2項の規定を適用する。

(職員の任命等)

**第14条** 職員は、理事長が任命する。

2 職員の職の種類、職務、任命その他職員に関する事項は、法人の規程で定める。

**第3章 理事会**

(設置及び構成)

**第15条** 法人に理事長及び理事をもって組織する理事会を置く。

(招集)

**第16条** 理事会は、理事長が招集する。

2 2人以上の理事が会議の目的である事項を示して理事会の招集を請求したときは、理事長は、理事会を招集しなければならない。

(議事)

**第17条** 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。

2 議長は理事会を主宰する。

3 理事会は、理事長及び理事の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。

4 理事会の議事は、出席した理事長及び理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

(議決事項)

**第18条** 理事長は、次の事項について決定しようとするときは、理事会の議を経なければならない。

(1) 中期目標についての意見（法人が法第78条第3項の規定により知事に対し述べる意見をいう。第22条第1号及び第26条第1号において同じ。）及び年度計画（法第27条第1項に規定する年度計画をいう。第22条第2号及び第26条第2号において同じ。）に関する事項

(2) 法の規定により知事の認可又は承認を受けなければならない事項

(3) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項

(4) 大学、学部、学科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項

- (5) 重要な法人の規程の制定及び改廃に関する事項
- (6) 職員の人事並びに評価の方針及び基準に関する事項
- (7) 組織及び運営並びに教育及び研究の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
- (8) その他理事会が定める重要な事項

#### 第4章 審議機関

##### 第1節 経営審議会

(設置及び構成)

**第19条** 法人に、法人の経営に関する重要な事項を審議する機関として、経営審議会を置く。

2 経営審議会は、次に掲げる委員 6 人以内で構成する。

- (1) 理事長
- (2) 理事長が指名する理事又は法人の規程で定める職員
- (3) 法人の役員又は職員以外の者で大学に関し広くかつ高い識見を有するもののうちから、理事長が任命する者

3 前項第 3 号に掲げる委員は、2 人とする。

4 経営審議会の委員の任期は、2 年とする。ただし、役員である経営審議会の委員の任期は当該役員としての任期の満了する時まで、職員である経営審議会の委員の任期は当該職員が第 2 項第 2 号に定める職から異動する時までとする。

5 経営審議会の委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 経営審議会の委員は、再任されることができる。

(招集)

**第20条** 経営審議会は、理事長が招集する。

2 2 人以上の経営審議会の委員が会議の目的である事項を示して経営審議会の招集を請求したときは、理事長は、経営審議会を招集しなければならない。

(議事)

**第21条** 経営審議会に議長を置き、理事長をもって充てる。

2 議長は、経営審議会を主宰する。

3 経営審議会は、委員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、審議することができ

きない。

4 経営審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(審議事項)

**第22条** 経営審議会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 中期目標についての意見に関する事項のうち、法人の経営に関するもの
- (2) 中期計画（法第26条第1項に規定する中期計画をいう。第26条第2号において同じ。）及び年度計画に関する事項のうち、法人の経営に関するもの
- (3) 法の規定により知事の認可又は承認を受けなければならない事項のうち、法人の経営に関する事項
- (4) 学則（法人の経営に関する部分に限る。）、会計に関する法人の規程、役員に対する報酬及び退職手当の支給の基準、職員の給与及び退職手当の支給の基準その他の経営に係る重要な法人の規程の制定又は改廃に関する事項
- (5) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項
- (6) 組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
- (7) その他法人の経営に関する重要事項

## 第2節 教育研究審議会

(設置及び構成)

**第23条** 大学に、大学の教育研究に関する重要事項を審議する機関として、教育研究審議会を置く。

2 教育研究審議会は、次に掲げる委員及び次項に規定する委員6人以内で構成する。

- (1) 学長
- (2) 学部長
- (3) 法人の規程で定める学部、研究科等の教育研究上の重要な組織の長
- (4) 学長が指名する法人の規程で定める職員

3 学長は、法人の役員又は職員以外の者で大学の教育研究に関し広くかつ高い識見を有するものを教育研究審議会の委員として任命することができる。

4 前項の規定により任命された委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 教育研究審議会の委員は、再任されることがある。

(招集)

**第24条** 教育研究審議会は、学長が招集する。

- 2 2人以上の教育研究審議会の委員が会議の目的である事項を示して教育研究審議会の招集を請求したときは、学長は、教育研究審議会を招集しなければならない。

(議事)

**第25条** 教育研究審議会に議長を置き、学長をもって充てる。

- 2 議長は、教育研究審議会を主宰する。
- 3 教育研究審議会は、委員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、審議することができない。
- 4 教育研究審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(審議事項)

**第26条** 教育研究審議会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 中期目標についての意見に関する事項のうち、教育研究に関するもの
- (2) 中期計画及び年度計画に関する事項のうち、教育研究に関するもの
- (3) 法の規定により知事の認可又は承認を受けなければならない事項のうち、大学の教育研究に関する事項
- (4) 学則（法人の経営に関する部分を除く。）その他の教育研究に係る重要な法人の規程の制定又は改廃に関する事項
- (5) 教員の人事に関する事項（法人の経営に関する事項を除く。）
- (6) 教育課程の編成に関する方針に係る事項
- (7) 学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項
- (8) 学生の入学、卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針に係る事項
- (9) 教育及び研究の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
- (10) その他大学の教育研究に関する重要事項

## 第5章 業務の範囲及びその執行

(業務の範囲)

**第27条** 法人は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 大学の設置及び管理を行うこと。

- (2) 学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康等に関する相談その他の援助を行うこと。
- (3) 法人以外の者から委託を受け、又はこれと共同して行う研究の実施その他の法人以外の者との連携による教育研究活動を行うこと。
- (4) 公開講座の開設その他の学生以外の者に対する学習の機会を提供すること。
- (5) 大学における教育研究の成果を普及し、及びその活用を促進すること。
- (6) 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(業務の執行)

**第28条** この定款に定めるもののほか、法人の業務の執行に関し必要な事項は、業務方法書で定める。

## 第6章 資本金等

(資本金)

**第29条** 法人の資本金は、その設立に際し、沖縄県が出資する額の合計額とする。

- 2 前項の規定により沖縄県が出資の目的として出資する別表第1に掲げる土地及び別表第2に掲げる建物の価額は、出資の日現在における時価を基準として沖縄県が評価した価額の合計額とする。
- 3 法人は、沖縄県の出資があったときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

(解散に伴う残余財産の帰属)

**第30条** 法人が解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、その財産は、沖縄県に帰属する。

## 第7章 規程への委任

**第31条** この定款及び業務方法書に定めるもののほか、法人の運営に関し必要な事項は、法人の規程で定める。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この定款は、法人の成立の日から施行する。  
(最初の学長となる理事長の任命及び任期に関する特例)
- 2 学長となる理事長の法人の成立後最初の任命については、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を

有する者のうちから知事が行う。

3 前項の規定により学長となる理事長に任命された者の任期は、3年とする。

#### 附 則

この定款は、法人の成立の日から施行する。

別表第1（第29条関係）

資産の種別	所在地	地目	地積 (m <sup>2</sup> )
土地	那覇市与儀1丁目196番	宅地	15,850.26

別表第2（第29条関係）

資産の種別	名称	所在地	構造	延床面積 (m <sup>2</sup> )
建物	校舎	那覇市与儀1丁目196番地	鉄筋コンクリート造陸・コンクリート屋根地下1階付4階建	8,229.61
	研究・福利棟	那覇市与儀1丁目196番地	鉄筋コンクリート造コンクリート屋根瓦重ねぶき地下1階付3階建	3,136.67
	体育館	那覇市与儀1丁目196番地	鉄骨・鉄筋コンクリート造ステンレス鋼板ぶき2階建	1,285.41
	附属図書館	那覇市与儀1丁目196番地	鉄筋コンクリート造コンクリート屋根瓦重ねぶき2階建	2,878.00
	ポンプ室	那覇市与儀1丁目196番地	鉄筋コンクリート造コンクリート屋根平屋建	21.84

ガスメーター 室	那覇市与儀 1 丁目 196番地	鉄筋コンクリー ト造陸屋根平屋 建	4. 20
-------------	---------------------	-------------------------	-------